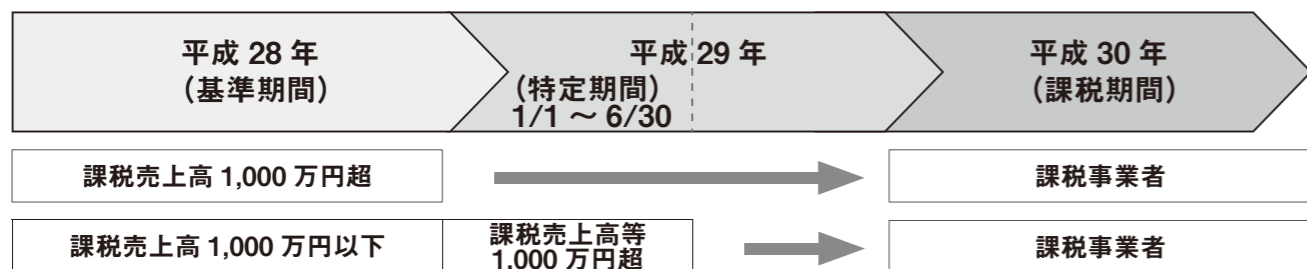


消費税の届出はお済みですか？

新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の十勝池田税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

- 平成30年分において課税事業者となる方
平成28年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成30年分は消費税の課税事業者になります。
- ※平成28年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成29年1月1日から6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成30年分は消費税の課税事業者になります。この場合、納税地の十勝池田税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



簡易課税制度の選択

- ・基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。
- ・平成30年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成29年12月31日までに、納税地の十勝池田税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

- 簡易課税制度とは
課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。
- ※簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに、納税地の十勝池田税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

注意事項

- ・課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- ・一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿および請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。

※消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、十勝池田税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。詳しい手続については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ 015 (572) 2171

所得税および復興特別所得税の予定納税 (第2期分)の納税をお忘れなく

所得税および復興特別所得税の予定納税（第2期分）
納付期間 平成29年11月1日～30日

※土・日・祝日は、金融機関および税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合には、原則、その予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。この制度を「予定納税」と言います。

納付する金額

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。

予定納税の減額申請

廃業、休業または業況不振等により、平成29年10月31日（火）の現況による平成29年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合、予定納税の減額申請をすることができます。（予定納税額の減額申請書は、国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意してあります。）

（注）平成29年分の予定納税基準額については、復興特別所得税額相当額を含めて計算します。

第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成29年11月15日（水）までに「予定納税額の減額申請書」※に必要な事項を記載した上、十勝池田税務署に提出してください。税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

※「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。

予定納税額の納付

振替納税を利用している方

納期限の最終日（平成29年11月30日（木））に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期の最終日の前日までに預金残高をご確認ください。なお、平成29年1月から振替納税の領収証書が送付されなくなりました。詳しくは、国税庁ホームページの「振替納税の領収証書送付取りやめのお知らせ」をご覧ください。

その他の方

納期の最終日までに金融機関または納税地の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

なお、第2期分の納付税額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書によりコンビニエンスストアで納付できます。

また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続については、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

納付には便利な振替納税をご利用ください。

問合せ先 十勝池田税務署 ☎ 015 (572) 2171